

すみれ野自治会 地域協力金規程

すみれ野自治会規約 第3条3の規定に従い、すみれ野自治会会員（正会員・準会員）に該当しない個人・法人及びその他の団体の扱いについて、本規程にて定める。

第1条（目的）

すみれ野地域においては、すみれ野自治会（本自治会）の会員による人的負担および自治会費による経済的な負担により、防犯灯、消火ホース格納箱、防犯カメラ等の安全設備の設置・維持管理、美化活動などを継続的に実施しており、地域の安全・安心および快適な住環境の維持に努めている。これらの取組は、地域内に居住または所在するすべての個人・法人に広く恩恵をもたらしていることから、本自治会では、自治会に未加入の者に対しても、これらの活動に係る費用の一部を地域協力金として協力いただくことを目的とする。

第2条（対象）

1. 本協力金の対象は、香芝市すみれ野に所在する以下の居住施設および事業所とする。
2. 集合住宅にあつては、当該住宅の室数に応じて、管理者が一括して協力金を納付するものとする。

項番	区分	地域協力金（年額）	協力金請求先
1	戸建	1戸あたり 5,000円	戸建居住者
2	集合住宅	1室あたり 2,500円	集合住宅管理者（※1）
3	事業所	1事業者あたり 2,500円～50,000円（※2）	事業所代表者

※1「集合住宅管理者」とは、当該住宅の維持管理または賃貸管理等を行う個人または法人を指す。

※2 面積10㎡あたり200円とし、125㎡以下は2,500円、2,500㎡以上は50,000円とする。面積には駐車場等を含むものとする。

第3条（その他）

1. 地域協力金は年額とし、自治会会計年度毎に徴収する。
2. 納入された地域協力金は返金しない。
3. 地域協力金の支払者に関する情報は、自治会にて適切に管理するものとする。
4. 領収書は、支払者の要望に応じて発行する。
5. 納入者が当該年度中に、本自治会に正会員または準会員として加入する場合、納入済みの地域協力金は、入会協力金または当該年度の自治会費の一部に充当することができる。

第4条（規程の改廃）

本規程の改正または廃止は、本自治会役員会の議決をもって行うものとする。

付則

この役員会内規は、令和7年7月1日から施行する。

以上

すみれ野自治会 賛助会員規程

すみれ野自治会規約 第3条3の規定に従い、すみれ野自治会会員（正会員・準会員）に該当しない個人・法人及びその他の団体の扱いについて、本規程にて定める。

第1条（目的）

すみれ野自治会（本自治会）は、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的としており、本自治会の趣旨に賛同し、財政的または物的支援を行う個人または法人を賛助会員として受け入れる制度を設ける。

賛助会員制度は、本自治会の正会員・準会員資格を有しない、すみれ野地域外に所在する個人または法人を対象とし、本自治会の活動を側面から支援する立場として、地域全体の共助体制の強化および住民・事業者等との連携の深化を目的とする。

第2条（賛助会員の定義および資格）

1. 賛助会員とは、第1条の目的に賛同し、本自治会の活動に対して財政的または物的支援を行う、すみれ野地域外に所在する個人または法人をいう。
2. 賛助会員は、本自治会の正会員とは異なり、総会等における議決権を有しない。
3. 賛助会員の資格の有無および入会の可否については、本自治会役員会において審議・決定するものとする。

第3条（賛助会費）

1. 賛助会費は年額とし、1口あたり5,000円とする。
2. 納入された賛助会費は返金しないものとする。

第4条（賛助会員の特典）

1. 賛助会員には、以下の特典を付与することができる。
 - (1) 本自治会発行のメール配信（電子版広報誌）の送付
 - (2) 本自治会広報誌またはウェブサイト等への名称掲載（希望者のみ）
 - (3) 地域行事や活動への案内および協力参加の機会提供
2. 特典の内容は、必要に応じて変更または中止することがある。

第5条（入会および退会）

1. 賛助会員としての入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、自治会の承認を受けたうえで会費を納入するものとする。
2. 賛助会員が退会を希望する場合は、その旨を自治会に書面で届け出るものとする。
3. 年度途中での退会であっても、納入済みの賛助会費は返金しない。

第6条（その他）

1. 賛助会員の募集は、随時これを行うものとする。
2. 賛助会員に関する情報は、本人または法人の同意を得たうえで、自治会の広報誌等に掲載することがある。
3. 本自治会は、賛助会員に対し、賛助会員証および領収書を交付するものとする。

第7条（規程の改廃）

本規程の改正または廃止は、自治会役員会の議決をもって行うものとする。

付則

この役員会内規は、令和7年7月1日から施行する。

以上